

# 他制度のフォローアップ研修・現任研修等の状況①

	1. 里親制度（養育里親） 〔要保護児童（保護者のない児童など）の養育を委託する制度〕	2. 児童発達支援管理責任者 〔障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者〕	3. 相談支援従事者 〔障害者の相談支援事業に従事する者〕
【認定研修】			（初任者）
1. 対象者	里親になることを希望する者	指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理者として配置しようとする者	相談事業に従事しようとする者
2. 時間数・期間	基礎研修 1日＋実習 1日程度 認定前研修 2日＋実習 2日程度	30.5時間 （相談支援従事者初任者研修（講義分11.5時間）を含む）	31.5時間
3. 認定に必要な資格等	—	相談支援業務や直接支援業務に従事した期間が5年以上などの実務経験	相談支援業務や直接支援業務に従事した期間が5年以上などの実務経験
【フォローアップ研修・現任研修等】			
1. 研修名称	更新研修	—	相談支援従事者現任研修（5年ごと）
2. 対象者	登録又は更新後5年目の養育里親登録有効期間内に受講し登録更新する	—	特定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
3. 時間数・期間	1日程度 ※未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要	—	講義 6時間 障害者ケアマネジメントに関する演習 12時間
4. 研修カリキュラム	別紙1	—	別紙2

# 他制度のフォローアップ研修・現任研修等の状況②

4. 介護職員 〔 介護の業務に従事する者 〕	5. 家庭的保育 〔 乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業 〕	6. ファミリー・サポート・センター 〔 子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり援助を希望する者と当該援助を行う者との相互援助活動の調整等を行うもの 〕
----------------------------	--	--

【認定研修】 (初任者)			
1. 対象者	訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者	家庭的保育者として市町村長の認定を受けようとする者	ファミリー・サポート・センターの提供会員
2. 時間数・期間	130時間	基礎研修 21時間＋見学実習2日以上 認定研修 88時間※(+保育実習20日) ※88時間には、保育実習48時間を含む。	各市町村の定めによる
3. 認定に必要な資格等	—	・保育士は、基礎研修の修了が要件 ・その他の者は、基礎研修及び認定研修を修了し、市町村長が適当と認める者	—

【フォローアップ研修・現任研修等】			
1. 研修名称	実務者研修 (平成28年度に実施される介護福祉士国家試験から研修修了が受験要件)	フォローアップ研修・現任研修	①現任研修 ②フォローアップ研修等
2. 対象者	—	フォローアップ研修： 経験年数2年未満の家庭的保育者 現任研修：すべての家庭的保育者	①24時間 実施要綱において、参考カリキュラムを示し、「～これを修了した会員が活動を行うことが望ましい」と定めている。
3. 時間数・期間	450時間 他研修等の修了者は、当該研修に応じて免除	フォローアップ研修：2時間 ※経験年数1年未満の者は、2か月に1回以上研修受講を推奨。 現任研修：18時間	②実施要綱において、「～フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること」と定めている。
4. 研修カリキュラム	別紙3	別紙4	上記①②に基づき、各市町村で必要な研修を実施。

## 里親制度研修カリキュラム

	目 的	期 間	内 容
(1)基礎研修 ・養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等) ③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎 I ②保護を要する子どもの理解について(ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題) ③地域における子育て支援サービス(ex地域における子育て相談・各種支援サービス等) ④先輩里親の体験談・グループ討議(ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの) ⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)
(2) 認定前研修 ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎 II (里親が行う養育に関する最低基準) ②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応) ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養) ⑤関係機関との連携(児童相談所、学校、医療機関) ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習(児童福祉施設、里親)
(3) 更新研修 ・登録または更新後5年目の養育里親 ・登録有効期間内に受講し登録更新する  (参考) ・専門里親は2年	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度  ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

# 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム

別紙2

科目	獲得目標	内容	時間数
<b>1 講義(6時間)</b>			
障害者福祉の動向について	障害者福祉施策及び関連施策に関する最新の動向を理解する。	障害者福祉施策の他、介護保険制度、生活保護、年金、医療、労働等、関連施策の最新の動向について理解する。	1
地域生活支援事業について	地域生活支援事業に関連する事例を分析し、専門的な支援が必要な事例の支援方法を学ぶ。	地域生活支援事業の事業内容について、事例を通してその事業の活用方法を理解するとともに、専門的な支援が必要な事例の支援方法を検討する。 (例)発達障害児者の支援、高次脳機能障害者の支援、権利擁護(虐待防止)に関する取り組み、障害者就業・生活支援センターによる就労支援など。	1
相談支援の基本姿勢及びプロセスについて	相談支援において重視すべき理念及び相談支援の意義や役割等について理解する。	相談支援専門員としての基本的姿勢、役割、専門性を理解する。①ノーマライゼーションの実現、②自立と社会参加、③主体性、自己決定の尊重・支援、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワーメントの視点などについて具体的な場面も想定して説明する。また、「個別支援計画に至るまでの支援」、「ニーズの掘り起こし」など多様な相談支援の在り方について理解する。	2
協議会について	協議会の運営等、地域の関係機関とのネットワークづくりについて理解する。	協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法(地域診断から課題抽出へ至る)について整理するとともに、地域生活支援のネットワークづくり、社会資源の開発方法を検討する。	2

科目	獲得目標	内容	時間数
<b>2 障害者ケアマネジメントに関する演習(12時間)</b>			
障害者ケアマネジメントの実践(演習)	支援事例等の検討を行い相談支援事業者としての実務能力を向上させる。	各受講者の相談支援事例を発表し支援の検証を行う。発表事例や対応困難事例について、演習方法によりケアマネジメントプロセスの実施状況、チームアプローチのあり方等について、自己評価を含め、総合的な視点で検討する。	6
スーパーバイズ	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。	演習で発表した事例の中から選んだ数例について、自己評価とあわせて、講師又は受講生相互によるスーパーバイズを経験することにより、サービス等利用計画作成、サービス担当者会議の運営、モニタリング等に係るポイント、社会資源の開発改良のポイントを理解する。	6

# 介護職員実務者研修カリキュラム①

科目	教育に含むべき事項	到達目標	時間数
人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。	5時間
社会の理解 I	介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。	5時間
社会の理解 II	①生活と福祉 ②社会保障制度 ③障害者自立支援制度 ④介護実践に関連する諸制度	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○ 障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。	30時間
介護の基本 I	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○ 介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。 ○ 個別ケア、ICF(国際生活機能分類)、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。	10時間
介護の基本 II	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護福祉士の安全	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。 ○ 介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。	20時間
コミュニケーション技術	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③介護におけるチームのコミュニケーション	○ 利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。 ○ 援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。	20時間

## 介護職員実務者研修カリキュラム②

科目	教育に含むべき事項	到達目標	時間数
生活支援技術Ⅰ	①生活支援とICF ②ボディメカニクスの活用 ③介護技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等) ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。 ○ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○介護技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等)を修得している。 ○居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。	20時間
生活支援技術Ⅱ	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○以下について、利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	30時間
介護過程Ⅰ	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。	20時間
介護過程Ⅱ	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態(障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等)について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	○情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。	25時間
介護過程Ⅲ (スクーリング)	①介護過程の展開の実際 ・多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・介護技術の原理原則の修得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。 ○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、体系的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。 ○介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。	45時間

## 介護職員実務者研修カリキュラム③

科目	教育に含むべき事項	到達目標	時間数
発達と老化の理解 I	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○ 老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。	10時間
発達と老化の理解 II	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○ 発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○ 老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。 ○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。	20時間
認知症の理解 I	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人とのかかわり・支援の基本	○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。	10時間
認知症の理解 II	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人や家族への支援の実際	○ 代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。	20時間
障害の理解 I	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害児者や家族へのかかわり・支援の基本	○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。	10時間
障害の理解 II	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害児者への支援の実際	○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。 ○ 障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。	20時間
こころとからだのしくみ I	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等)	○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。	20時間

科目	教育に含むべき事項	到達目標	時間数
こころとからだのしくみⅡ	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。	60時間
医療的ケア	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引(基礎的知識・実施手順) ③経管栄養(基礎的知識・実施手順) ④演習	○医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	50時間以上

(注1)各科目について、Ⅰとされているものは基本的事項を学習するものであり、Ⅱとされているものは応用的事項を学習するものである。従って、Ⅱとされているものについては、知識・技術の効果的な定着を促す観点から、一定の実務経験を経た後に学習することが望ましい。介護過程Ⅲを他の養成施設等に実施させる場合においては、介護過程Ⅱにおける学習内容及び演習課題等との一貫性及び統一性が確保されるよう実施先との十分な連携の下行うこと。

(注2)領域「医療的ケア」に関する留意事項

- ・「医療的ケア実施の基礎」から「経管栄養(基礎的知識・実施手順)」までについて50時間の教育を行うこととし、「演習」については50時間に含めないこと。
- ・「医療的ケア実施の基礎」では、関連する法制度や倫理、関連職種の役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。
- ・「喀痰吸引(基礎的知識・実施手順)」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
- ・「経管栄養(基礎的知識・実施手順)」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
- ・「演習」の回数は次のとおりとすること。
  - ア 喀痰吸引: 口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
  - イ 経管栄養: 胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
 ※ 救急蘇生法演習(1回以上)も併せて行うこと。



# 家庭的保育フォローアップ研修・現任研修

## フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内容
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・悩みの解消</li> <li>・関係する行政機関との連携関係の構築</li> <li>・家庭的保育者間での連携関係の構築</li> </ul> <p>(内容)</p> <p>家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容の相談（異年齢保育等）</li> <li>・避難経路の確保、避難訓練等の計画</li> <li>・記録等の書類の作成方法</li> <li>・経理方法等の指導 など</li> </ul>

## 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間
最近の児童福祉行政	1時間
家庭的保育の運営・管理	2時間
子ども（3歳未満児）の心身の発達と保育	3時間
子ども（3歳未満児）の健康管理	3時間
子ども（3歳未満児）の栄養管理	3時間
子ども（3歳未満児）の安全と環境	3時間
保護者理解と対応	3時間

※経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも、2か月に1回以上実施することが望ましい。